

## 別記様式 2

### 自動車運転代行業に係る診断書をご作成いただく際の参考事項

受診者から「自動車運転代行業に係る診断書」を希望する旨の申し出を受けてご診断いただく際の参考事項を以下に記載いたしました。ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

#### 1 診断書を必要とする理由

自動車運転代行業の起業を希望する方は、高知県公安委員会に認定申請を行う際、精神機能の障害に関する医師の診断書を提出しなければなりません。

自動車運転代行業を営んではない者の要件（欠格事由）のひとつに精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者が規定されているためです。

#### 2 自動車運転代行業とは

他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業で、次のいずれにも該当するものをいいます。

- ・ 主に、夜間に、酔客に代わって、当該酔客の自動車を運転する
- ・ 当該酔客などを、酔客の自動車に乗車させて運ぶ
- ・ 基本的に、当該酔客の自動車に、代行業者の自動車が追隨して走行する

#### 3 判断基準

判断基準として明文化されたものではありませんが、

- ・ 受診者は自動車運転代行業の代表者になることを希望している方であること
- ・ 自動車運転代行業に関する法律において、名義貸し（認定を受けた方以外が実質的な経営を行うこと）が禁止されていること

等をご考慮いただいた上で、受診者が上記 1 後段に該当するか否かをご判断いただきたく、お願いいたします。

本件担当  
高知県警察交通企画課 企画係  
電話088-826-0110（内線5012、5014、5016）